

諸資格 証明書申込用紙

学籍番号 科目等履修生番号 (すべて記入)		申込日	西暦 年 月 日		
※学籍番号等が 不明の場合	西暦 年 学科 入学 [一部・二部・昼間主・夜間主]	生年月日	西暦 年 月 日		
	西暦 年 月 [卒業・修了・退学・除籍]	日中の連絡先	TEL: — —		
フリガナ		現住所	〒 —		
氏名(在籍時)					
現姓 ※在籍時と異なる場合					

お申し込みになる証明書の種類と通数

種類	発行対象学科	発行対象者	通数	所要日数	厳封
社会福祉主任用資格取得証明書	全学科	卒業生	通	3日	不要・要
社会福祉主任用資格取得見込証明書	全学科	4年次以上の在学生	通	3日	不要・要
社会教育に関する科目の単位修得証明書 【社会教育士】	社会学科 教育発達学科	3年次以上の在学生 及び卒業生	通	7日	不要・要
社会教育に関する科目の単位修得見込証明書 【社会教育士】	社会学科 教育発達学科	3年次以上の在学生	通	7日	不要・要
社会教育に関する科目の単位修得証明書 【社会教育主任】	社会学科 教育発達学科	3年次以上の在学生 及び卒業生	通	7日	不要・要
社会教育に関する科目の単位修得見込証明書 【社会教育主任】	社会学科 教育発達学科	3年次以上の在学生	通	7日	不要・要
学芸員資格取得証明書	芸術学科	卒業生	通	3日	不要・要
学芸員資格取得見込証明書	芸術学科	4年次以上の在学生	通	3日	不要・要

※ 所要日数は土日祝日を除きます。起算日は申込書の到着日となります。

※ 在学生で見込証明書を申し込む方は、履修要項の「諸資格」欄をよく読み、必要な科目が取れているかなどを確認してから、該当者のみが申し込んでください。

※ 児童福祉法の改正により、平成17年1月1日より児童福祉司の任用資格証明書の発行ができなくなりました。詳細は児童福祉法第13条2項の2をご確認ください。

※ 本学では児童指導員、身体障害者福祉司任用資格、知的障害者福祉司任用資格の証明書は作成していません。児童指導員については社会学部および心理学部の各学部、身体障害者福祉司任用資格と知的障害者福祉司任用資格については社会学部社会福祉学科の卒業証明書をもって任用資格の取得証明に替えることができるためです。詳細は「児童福祉施設最低基準」第43号2項(児童指導員)、「身体障害者福祉法」第12条2項(身体障害者福祉司任用資格)、「知的障害者福祉法」第14条2項(知的障害者福祉司任用資格)をご確認ください。

◆その他特記事項

--

※郵送でお申込みされる方へ

本用紙と下記2点を同封のうえでお申込みください。

同封物①:返信郵送料相当分の切手 ※返信用封筒は不要です。

同封物②:本人確認書類の写し ※証明書作成後、処分いたします。

宛先: 〒108-8636 明治学院大学 学務教職課 教職担当

【教務部使用欄】					
本人確認書類: (在籍者)学生証・履修生証 (非在籍者)運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・他()	着	作	確	送	締
	/	/	/	/	/
受渡方法:窓口・郵送〔普通・速達・航空〕					